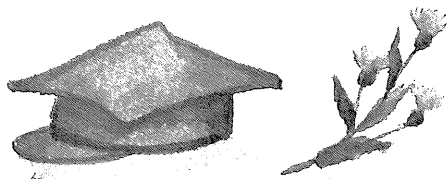


学力検査科目をめぐる確執(3)



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

社会、数学、理科 2 科目選択制へ

文部省は1950（昭和25）年3月31日、翌1951年度の大学入試の学力検査科目に関して通知を出した（文大大第290号、昭25・3・31「昭和26年度新制大学等入学者選抜方法のうち学力検査実施教科科目について」）。おもな点のみを以下にします。

学力検査

学力検査は、次の五教科について、新制高等学校卒業の学力程度を標準として出題する。

国語 国語を主とするが、その問題の一部に漢文を加えて選択させることもできる。

社会 新制高等学校の科目の中から受験者をして二科目を選ばせる。大学によっては一科目だけを選ばせてもよい。

数学 社会の場合と同様にする。

理科 社会の場合と同様にする。

外国語 〔略〕

農、工、商(経済)、水産及び家政等に関する学部又は専門学校においては、右の社会、数学、理科の全部又は一部に職業又は家庭

に関する科目を加え、受験者に選択させることとする。

- 備考 1 社会、数学、理科の三教科については、それぞれの教科に属する全教科目を出題する。
- 2 〔略〕

この通知は、前文において「今般本省において大学教授及び高等学校長並びに学識経験者等各方面の方々を委員とする新制大学入学試験協議会に諮り、種々研究審議の結果」決めたものと説明している。この協議会のメンバーや審議内容は知られていないが、結果として出された通知の内容からみて、①前号で紹介した大学側の要求を背景として社会、数学、理科に2科目選択制を採用したこと、②これと同時に職業または家庭に関する科目の出題が強調されるに至ったこと、の二つの特徴を読みとることができる。

炯眼な読者は、この通知と前号で紹介した大学基準協会の意見書とをくらべてみると、1科目選択制でもよいが2科目選択制を原則としていること、職業または家庭に関する科目の出題を強調している点では共通しているが、①「但し大学によってはその一部を指定することができる」という文章がこの通知にはないこと、②

職業または家庭に関する科目について、意見書は「受験者に選択させることもできる」としていたのに対し、通知は「受験者に選択させることとする」とのべている違いがあることに気づいたであろう（傍点は引用者）。まず①の点についてのべよう。

文部省の通知は、社会、数学、理科の学力検査科目を原則として2科目選択制とすることには譲歩したが、受験科目を指定することについてはこれを容認しなかったのである。高校での特定の科目についての履修を条件とすることについてはとくに強硬で、通知は次のようにのべていた。

なお、学力検査実施教科科目を受験者が高等学校において履修していることを受験資格として要求することは、高等学校卒業者はすべて大学の入学資格をもつという法律の規定に反しますので、それができないことを念のため申し添えます。

履修科目の指定は法律違反だとする文部省の論理からすれば、受験科目の指定は実質的には履修科目を指定したと同様の効果をもつことが問題だったのであろう。

受験科目2科目制の問題点

——高校教育との関係で——

すべての新制高校生は法律により等しく大学入学資格をもっているという点からみると、大学入試における社会、数学、理科の2科目選択制の導入は重要な問題点をはらんでいた。

高校生の過半が学んでいた普通科（いわゆる普通科高校）にとっては、2科目制は、受験勉強の負担が増大するという点をのぞくと、特別に問題はなかった。当時実施されていた高校学習指導要領では、この3教科については、学科

・課程のいかんを問わずすべての高校生に必修とされていたのは、社会では「一般社会」とその他1科目、数学ではいずれか1科目、理科も同様に1科目であった。しかし普通科では、社会、数学、理科についてはそれぞれ少なくとも2科目は履修させていた。そうしなければ、高校で履修する総単位数が卒業の要件である85単位以上にならなかったからである。普通科高校の校長が2科目選択制の導入にまったく抵抗しなかった理由もここにあった。

約4割の高校生が学んでいた工業、農業、商業等の職業教育学科では、事情が違っていた（当時は学科ではなく課程と称していたのだが、全日制課程などというときの課程とまぎらわしいので、ここでは後年の呼称である学科とする）。職業学科では国語、社会、数学、理科、保健体育といった教科科目のほかに、当該学科の専門教科目を30単位以上履修することが卒業の要件となっており、この分だけ、普通科にくらべて国語、社会、数学、理科等のいわゆる普通教育の教科の単位数が少なくなっていたからである。学校によって違いがあったが、50単位強を普通科目にあて、50単位弱を専門科目にあてている場合が多かった（商業科では、専門科目の単位数は工業や農業ほどに多くはないなど、学科の種類による違いもあったが）。こうした事情のため、職業学科の外国語の履修単位数は普通科より少なかった。また社会、数学、理科のすべてについてそれぞれ2科目（以上）履修させることは事実上不可能であった。国語についても、漢文の学習は不じゅうぶんなものにならざるを得なかった。

職業学科では、普通教育科目の履修単位数が少ないだけでなく、専門教育科目が多いためにカリキュラム編成に弾力性がなくなる。このた

め社会、数学、理科について、普通科のように複数の科目を展開してそのうちから生徒に選択させるという方式をとることは不可能に近く、学校が指定する科目を履修させるほかはなかった。

こうした事情のため、大学入試の学力検査科目を2科目選択制とすることは、そうでなくてもハンディの大きい職業学科からの進学希望者にとっては重大な障害となる可能性があった。文部省が2科目選択制の導入と同時に職業または家庭に関する科目を出題するよう強く主張したのは、この障害を少しでも軽減しようと配慮したからであった。

強硬だった文部省の方針

もとより、高校の職業学科の教育は、その卒業生の大部分が卒業後ただちに就職するであろう

ことを想定して組み立てられている。換言すれば、高校職業学科の教育は大学進学準備には向いていなかった*。しかし、職業学科も等しく高校教育であるからには、数は多くはないにしてもその卒業生が大学に進学したいのであれば、その進学経路は正当に認められなければならない。がんらい中等教育という制度の学校体系上の最も重要な特質は、その教育を修了する者に大学入学資格を与えるところにある。高校職業学科も高校教育であり中等教育であるとされる*のは、この学科卒業者にも大学進学の道が開かれているからである。この道に、高校で履修し(得)なかった科目で大学入試を受けなければならないというような制度上の障害があってはならない。

*念のためにいえば、普通科ではたしかに大学進

学者が多い——1951年の進学率は約30%、職業学科のそれは10%台であった。しかし普通科は旧制高校や旧制大学予科のような大学進学準備課程ではなく、人間形成の基礎の完成をめざす教育機関であった。だから当時の文部省は、高校の普通科に大学進学準備コースをつくることは、高校教育をゆがめることになるという見解をとっていた。

他方大学側には、職業学科を普通科と同格の高校であることを、おそらくは大学側のつごうから、軽視ないし無視する傾向が少なくなかった。ここに、高校—大学の接続関係のむつかしさが胚胎していた。

したがって社会、数学、理科について2科目選択させるのであれば、高校で1科目しか選択し(得)なかった職業学科出身のためには、他の1科目を職業あるいは家庭に関する専門科目を出題して、高校で履修した科目だけで受験できるようにする必要がある。というのが文部省の判断であり、これが、職業または家庭に関する科目の出題に関して文部省の通知が大学基準協会の要望書より強硬な表現となっていた理由であった。

ところで、職業および家庭に関する科目の出題についての3月の通知中の記述には疑義を生ずるおそれがあるとし、文部省は以下のような内容の通知を7月末に重ねて出した(文大大第290号、昭25・7・31「昭和26年度学力検査実施教科科目等について」、増田幸一他編『入学試験制度史研究』1961年、306ページ所収。傍点は引用者)。

記

- 一 農工商(経済)水産及び家政等に関する学部及び専門学校等においては社会・数学・理科の全部又は一部に独立した職業及び家庭に関する科目を必ず併せて

出題すること。

- 二 社会・数学・理科の三教科の出題にあたっては必ず二科目選択せしめなければならぬと云うことではなく、大学によっては一科目を選択させても差支えない。

「必ず併せて出題すること」とのべている点に、文部省の姿勢の強硬さを読みとることができる。

職業および家庭に関する科目の出題状況

1951(昭26)年度の入試については、前述のように学力検査の教科科目に関する通知だけがさきに出され、本来ならまとめてしめされるべき入学者選抜実施要項は1950年8月16日に通知された(文大大第761号、昭25・8・16「昭和26年度新制大学、短期大学及び旧制専門学校への入学者選抜要項及び進学適性検査実施要項について」『近代日本教育制度史料』第26巻所収)。

学力検査の教科科目に関する指示は前の通知より詳細である。改めて論ずべき事項もあるのだがそれは別の機会に譲ることとする。職業および家庭に関する科目の問題についていえば、予想に反して「必ず」の文字のなかったことが注目される。7月31日の通知以降わずか2週間しかなかったわけだが、この間に大学側からの反撃(?)があったのかも知れない。

表1 職業に関する科目の出題状況

年度	国立	公立	私立	計
1949	30/194 (15.3)	5/26 (19.2)	6/145 (4.1)	41/365 (11.1)
1951	74/198 (37.5)	17/38 (44.7)	19/178 (10.7)	110/414 (26.6)

(1)分子は職業および家庭に関する科目を出題した学部の数。分母は調査学部数。()内は、調査学部数にたいする職業および家庭に関する科目を出題した学部数の百分率。

(2)旺文社『大学受験年鑑』掲載の各大学入試要項にもとづいて作成した。

(3)細金恒男の調査による。

表2 農・工・商(経)・家政・教員養成の学部(学科)を有する大学における職業科目出題状況

年度	農				工				商・経済				家政				教員養成
	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	国立のみ
1949	5/21 (23.8)	0/4 (0)	0/6 (0)	5/31 (16.1)	1/31 (3.2)	1/5 (20.0)	0/15 (0)	2/51 (39.2)	6/17 (35.3)	3/4 (75.0)	6/30 (20.0)	15/51 (29.4)	0/1 (0)	0/4 (0)	0/12 (0)	0/17 (0)	5/33 (15.2)
1951	19/22 (86.4)	5/6 (83.3)	1/8 (12.5)	25/36 (69.4)	17/33 (51.5)	1/6 (16.7)	4/16 (25.0)	22/55 (40.0)	14/19 (73.7)	2/4 (50.0)	10/33 (30.3)	26/56 (46.4)	2/2 (100.0)	2/5 (40.0)	2/14 (14.3)	6/21 (28.6)	15/45 (33.3)

注、出典は表1に同じ

この実施要項に基いて実施された1951年度入試においては、社会、理科、数学の全部または一部を2科目選択制とした大学が続出した(第18回の表を参照)。またこの年に職業および家庭に関する科目(以下では職業科目と略称する)の出題状況は表1の如くであった。職業科目を出題した学部の数、こうした科目の出題が強調されていなかった1949年度入試にくらべると、飛躍的に増大したが、それでも国立大学で4割弱、公立大学で4割強、私立大学では約1割に過ぎなかった。

職業科目を出題した学部数を学部の種類別に整理してみると、農学部69%(国立86%、公立83%、私立13%)、工学部40%(国立52%、公立17%、私立25%)、商・経済学部46%(国立74%、公立50%、私立30%)、家政学部29%(国立100%、公立40%、私立14%)、教員養成学部(国立のみ)33%となっていた(表2)。

国立大学の農、商・経済学部の出題率が高いことが注目される。これら学部の前身である旧制の官立高等農林学校や官立高等商業学校には、実業学校出身者が入学者の3割前後を占めるといった実績があった。またとくに官立高等商業では、全校が入試の学力検査に商業科目を出題していた経験をもっていた。両学部の職業科目出題率の高さの背景には上述のような事情があっ

たが、両学部でも出題率が100%にならなかったのは、表にはしめていないが、旧帝大系大学に出題しなかった大学が多かったからである。

同じ国立大学でも工学部の職業科目出題率は低かった。旧官立高等工業時代にも実業学校出身者が1割前後に過ぎなかったという実績の少なさを無視しえない。しかし、職業科目の出題どころか、学力検査科目を指定したり、できれば履修指定したいという学部は理学部、工学部に最も多かったという事情が、職業科目出題率の低さを説明しているように思われる。

他方、受験者中に職業学科出身者が比較的多かったと思われる教員養成学部の職業科目出題率の低さは、当時の文部省の通知が特に名をあげて教員養成学部にも出題するよう推奨してはいなかったことと関係していたのであろう。